

「東京都福祉のまちづくり推進計画（案）」の概要

計画の位置付け

全ての人々が安全で安心して、かつ、快適に暮らし、訪れることができるユニバーサルデザインの理念に基づいたまちづくりを進めるため、東京都福祉のまちづくり条例に基づいて、福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本となる計画

計画期間

令和6年度から令和10年度までの5年間

※現行の計画は、平成31年度から令和5年度までの5年間

計画の目標

誰もが、自由に移動し、必要な情報を入手しながら、あらゆる場所で活動に参加し、多様な人との違いを認め合い、共に楽しむことができる社会

推進計画の基本的視点と取組の体系

1 誰もが円滑に移動できる交通機関や道路等のバリアフリーの更なる推進

全ての人々が安全で快適に移動できるよう、公共交通施設等を中心とした地区等において面的・連続的な環境整備を進めるとともに、多様な利用者に配慮した施設サービスの提供、分かりやすい情報提供等の推進を図っていきます。

- (1) 交通機関におけるハード・ソフト両面からのバリアフリー化の推進
- (2) 道路におけるバリアフリー化
- (3) 面的なバリアフリー整備

2 全ての人々が快適に利用できる施設や環境の整備

全ての人々が安全で安心して暮らし、訪れることができるよう、障害者等の当事者参画の取組により利用者の視点に立つて、建築物や公園等のバリアフリー化を一層進めるとともに、多様な利用者に配慮した施設サービスの提供、分かりやすい情報提供等を推進していきます

- (1) 建築物等におけるハード・ソフト両面からのバリアフリー化の推進
- (2) 公園等におけるハード・ソフト両面からのバリアフリー化の推進
- (3) 公共住宅の整備・民間住宅の整備促進

3 誰でもスムーズに入手できる情報バリアフリー環境の構築

情報の入手が困難な人も含めて誰でも同一内容の情報をリアルタイムに取得できるよう、様々な手段により分かりやすい情報提供を行うとともに、誰でも円滑なコミュニケーションを図ることができるよう、環境整備を推進していきます。

- (1) 障害者・外国人等への情報提供体制の整備
- (2) ホームページ等による情報提供の充実
- (3) コミュニケーションにおける支援の充実

4 共生社会実現に向けた心のバリアフリーの理解促進

誰もが円滑に移動し、様々な活動を楽しめるまちづくりを進めるため、ハード面のバリアフリー化に加えて、全ての人々が平等に社会参加できる環境について考え、必要な行動を続けるなど、心のバリアフリーを実践できる環境の構築を推進していきます。

- (1) 普及啓発・学習機会の充実
- (2) 多様な人の社会参加の推進

5 誰一人取り残さないための災害時・緊急時の備え

令和6年能登半島地震の発生も踏まえ、大規模災害の発生時に想定されるあらゆる場面で、高齢者、障害者、外国人などの要配慮者等への対応等が着実に実践できるよう、事前の備えや応急対策の計画立案等を加速させるとともに、日常生活での事故防止を図っていきます。

- (1) 避難所等の確保及び事前の備え
- (2) 発災時における避難所等での要配慮者への支援
- (3) 帰宅困難者対策における要配慮者への支援
- (4) 日常生活における事故防止